



# 広報

## 今月の主な内容

町長あいさつ	②～③
平成24年度決算報告	④～⑧
大熊町の職員給与	⑨～⑩
町のうごき	⑪
町民のひろば	⑫～⑯
KIZUNAおおまわれあい通信	⑯～⑲
お知らせ	⑳～㉖
保健健だより板	㉗
町民掲示板とあらかじめ	㉘～㉙
あらかじめ	㉙～㉚

大熊町役場会津若松出張所

11月1日発行／大熊町役場総務課 所在地：福島県会津若松市追手町2番41号 フリーダイヤル：0120-26-3844(代)  
E-mail : okuma@town.okuma.fukushima.jp/ ブログ大熊町 http://blog-okuma.jugem.jp/  
大熊町公式ホームページ http://www.town.okuma.fukushima.jp/

フルーツの香り漂う ロマンの里

# おおくま



# 11

大熊 よさこいソーラン  
—顔晴ろう！大熊っ子！大会—

2013(平成25年) No.496

# 町民の皆様へ

11月に入り、日毎に秋から冬への気配を感じる季節となりました。

会津地方では稻の収穫も終わりを迎えて、いわきに向かうと澄みきった青い空がとても印象に残ります。早いもので、震災および事故から2年7ヶ月となりました。未だに先が見えず、住み慣れたふるさとを離れて不自由な避難生活を強いられており、心が痛みます。

大熊町では、昨年12月10日に区域の見直しを行い、線量の高低により3区域に分かれました。比較的線量の低い中屋敷・大川原地区では、現在本格除染が行われており、順次帰還困難区域にも移し、併せて上・下水道の整備、道路の復旧にも力を注ぎ、帰りたい人々の希望に沿えるよう努めます。

また、諸般の事情により、帰還を断念せざるを得ない人たちのために、災害公営住宅の早期整備が急務となります。いわき市、郡山市、会津若松市等で、来年の秋頃迄には第1陣が入居でき、27年度までには予定されている3,700戸の完成を目指しています。安心して、落ち着いて暮らせる環境を確保するためにも、広い収納スペースの必要性、駐車場、バリアフリーの整備や希望者にはペットを飼える居住環境づくりを個別に県に要請したところです。また財物賠償、宅地や建物等についても少しづつ進んできましたが、色々と課題があるのも事実です。今

でも協議が続けられていますが、築48年を超える家屋については年内にも見直される予定です。田畠、山林等については間もなく基準が示されますし、空き巣の被害等についても、国の責任でしっかりと対応されるよう、強く要望して参ります。

中間貯蔵施設については、ボーリング調査はほぼ完了し、地質的には問題なく強固な地盤であると報告を受けました。しかし、安全性の問題や施設の詳細な内容、アクセス道路等、まだ不明な点も多く、解明され次第町民説明会を開催し、議会と協議の上、判断したいと考えています。

人は、夢や希望、そして目標があれば、我慢や辛抱もできます。現在取り組んでいる第2次復興計画の中間報告も兼ねて、年内には大熊町の復興ビジョン、絵姿を町民の皆様に提案したいと思っております。歩みは遅いですが、動きも出てきました。復旧、再建に向けて前進し、時間はかかるともふるさとを蘇らせる、それが私達に課せられた大きな責務です。

9・10月は大きな行事もありました。幼、小、中学校の合同運動会では、子供達の元気な姿に勇気を貰いました。消防団の秋季検閲式は、参加人員こそ少なくなりましたが、各地から駆けつけた団員の士気旺盛な、そして節度のある訓練は目を引くものがありました。

ふるさと祭りは、あいにくの雨模様となりました

が、再会を喜ぶ姿に心打たれました。

10月12日には、両小学校の140周年、中学校

の40周年の記念行事もありました。生徒たちの合唱や器楽演奏、先輩である秋本真吾氏の体験を踏まえた講演も素晴らしいものでした。異郷の地で友も減り、不慣れな生活で不安や葛藤と闘いながら、前へ向かって歩んてる姿には頭が下がります。しかし、これらの苦しい経験は後で必ず活きてくると信じています。

多くの人々の物心両面に渡る御支援があつて私達の生活が成り立っているのも事実です。感謝の気持ちを忘れず自立への道を目指して行きたいと思います。

「過去を変える事はできないが、未来は自分達で創る事ができる」と言われます。大熊町民としての誇りを忘れず、復興・再生に向けて共に頑張りましょう。

向寒の折、十分健康に御留意ください。

大熊町 渡辺 利綱



# 平成24年度

# 決算報告

9月定例会において、平成24年度一般会計決算および特別会計決算が承認されましたので、  
地方自治法ならびに町条例の規定によりお知らせいたします。

一般会計の歳入総額は88億5,714万円、歳出総額は82億6,299万2千円となり、歳入歳  
出差引額は5億9,414万8千円となりました。

平成23年度に比べ、歳入は、町税2億5,946万6千円の増額、地方交付税11億2,623万  
6千円の減額、県支出金13億2,382万1千円の減額などにより全体では22億1,037万1千  
円(20.0%)の減となりました。歳出は、総務費13億5,783万4千円の減額、民生費11  
億6,602万2千円の減額、教育費4億374万5千円の増額、災害復旧費3億591万9千円の  
減額など、全体では22億6,226万3千円(21.5%)の減となりました。

## 主な事業と決算額

### ◆総務費

- 財政調整基金積立金 4億3,818万6千円
- I C T 活用事業 1億171万4千円
- 電源立地地域対策交付金事業修繕維持補修基金積立金  
10億8,397万3千円
- 電源交付金施設維持運営事業基金積立金  
10億186万4千円
- 東日本大震災復興基金積立金  
14億2,995万8千円

### ◆民生費

- 老人福祉事業 6,207万6千円
- 自立支援事業 1億2,009万2千円
- 後期高齢者医療費 1億1,339万5千円
- 児童手当支給事業 2億2,597万7千円
- 災害見舞金支給事業 1億1,250万円

### ◆衛生費

- 予防接種事業 3,046万円
- 広域圏組合衛生費負担金 8,195万3千円
- 住民健康増進事業 2,480万8千円

### ◆農林水産費

- 中核農家育成資金融資制度貸付事業  
2,000万円
- 県漁業信用基金協会貸付事業 2,000万円

### ◆商工費

- 大熊町中小企業合理化資金融資制度貸付事業  
1億1,500万円

### ◆土木費

- 道路維持事業 3,018万3千円
- 会津若松市仮設住宅管理事業 8,019万8千円
- いわき市仮設住宅管理事業 3,017万2千円

### ◆消防費

- 広域圏組合消防費負担金 1億8,838万4千円

### ◆教育費

- スクールバス運行委託事業 1億1,016万円
- 小学校管理事業 4,467万4千円
- 中学校管理事業 1,026万1千円
- 中学校仮設校舎建設事業 4億2,877万3千円
- 幼稚園管理事業 4,411万8千円

### ◆災害復旧費

- 町道災害復旧工事 1,919万円
- 屋根養生補修工事 1億2,321万4千円
- 放射線管理工事 1,166万5千円

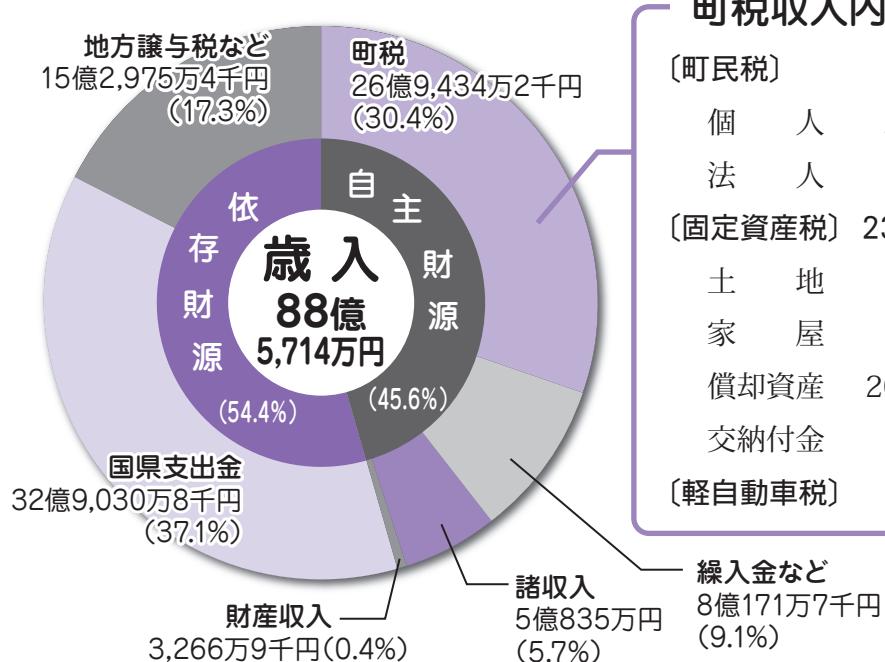
### ◆公債費

- 元利償還金 5,083万円

### ◆諸支出金

- 国民健康保険特別会計操出金 4,821万6千円
- 地域下水道事業特別会計操出金  
1,439万9千円

# 一般会計歳入決算の状況 88億5,714万円

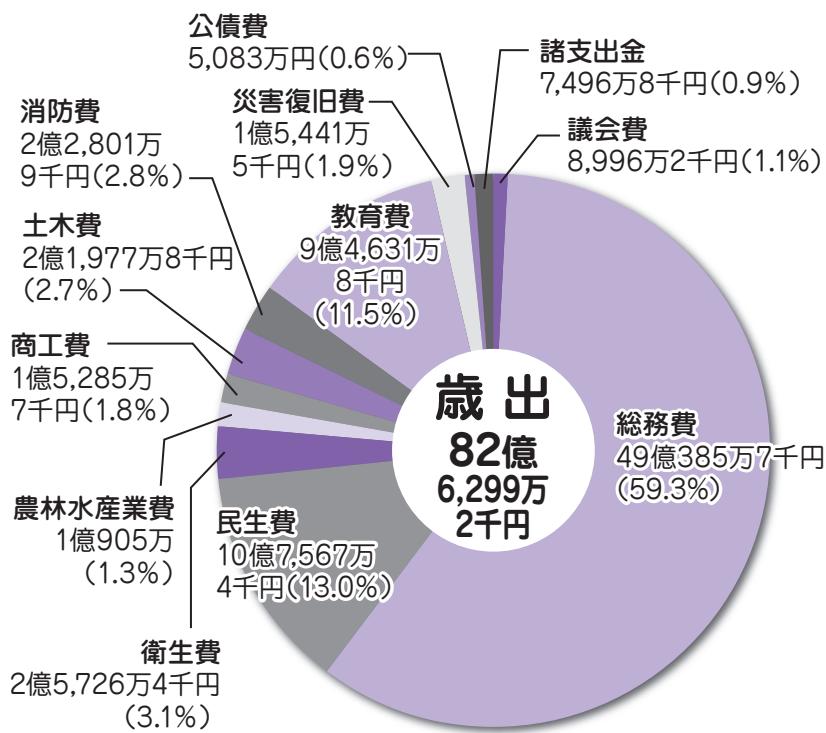


## 町税収入内訳

[町民税]	3億670万5千円 (11.4%)
個人	2億2,853万3千円 (74.5%)
法人	7,817万2千円 (25.5%)
[固定資産税]	23億7,264万9千円 (88.0%)
土地	2,675万7千円 (1.1%)
家屋	3億587万2千円 (12.9%)
償却資産	20億3,337万1千円 (85.7%)
交納付金	664万9千円 (0.3%)
[軽自動車税]	1,498万8千円 (0.6%)

繰入金など  
8億171万7千円  
(9.1%)

# 一般会計歳出決算の状況 82億6,299万2千円



## 町民1人当たりの支出額 75万5,163円

○ 議会費	8,222円
○ 総務費	44万8,168円
○ 民生費	9万8,307円
○ 衛生費	2万3,512円
○ 農林水産業費	9,966円
○ 商工費	1万3,970円
○ 土木費	2万86円
○ 消防費	2万839円
○ 教育費	8万6,485円
○ 災害復旧費	1万4,112円
○ 公債費	4,645円
○ 諸支出金	6,851円

（平成25年3月31日現在の  
人口(10,942人)より計算）

## 町債の状況

町の借金である町債は、下水道や総合体育館、健康公園など施設整備の財源調達を目的に起こされました。平成24年度末の町債残高は102,673千円です。町民一人あたりに換算すると9,383円となります。

## 基金の現状

(単位：千円)

区分	平成23年度末 現在高	平成24年度中		平成24年度末 現在高
		積立金	取崩額	
財政調整基金	6,631,508	708,185	0	7,339,693
その他の基金	8,599,797	3,546,086	496,593	11,649,290
特別会計の基金	226,413	208,359	34,827	399,945
合 計	15,457,718	4,462,630	531,420	19,388,928

## 特別会計歳入歳出決算の状況

特別会計とは、特定の事業を行う場合に一般会計と区別して経理する会計で、大熊町には以下の特別会計があります。

区分	歳 入	歳 出	差 引
坂下ダム施設管理事業	2,436万2千円	1,922万5千円	513万7千円
国民健康保険	24億103万1千円	21億296万3千円	2億9,806万8千円
奨学資金貸与	5,094万5千円	3,793万1千円	1,301万4千円
地域下水道事業	1,464万9千円	1,464万9千円	0千円
特定環境保全公共下水道事業	8万2千円	3万7千円	4万5千円
農業集落排水事業	513万2千円	513万2千円	0千円
住宅団地造成事業	5万1千円	5万円	1千円
工業団地造成事業	5万1千円	5万円	1千円
中央台霊園管理事業	5万3千円	5万2千円	1千円
介護保険事業 ・介護保険事業勘定 ・介護サービス事業勘定	10億3,338万9千円 502万円	9億6,716万3千円 501万3千円	6,622万6千円 7千円
後期高齢者医療	2,347万円	2,278万5千円	68万5千円

# 健全化判断比率および 資金不足比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき平成24年度決算の健全化判断比率および資金不足比率の状況をお知らせします。

この法律の主要な目的は、財政破綻後の再建ではなく、財政状況が悪化した段階で早期の是正を行うものです。この早期是正に該当する財政状況かどうかを判断するため、毎年、決算確定後速やかに健全化判断比率および資金不足比率を算定することになり、これらの比率のうち一つでも法律で定める基準を超えた場合は、各種の是正措置を行わなければなりません。また、算定した各比率については、議会に対し報告することおよび住民に対し公表することが義務づけられています。

本町の平成24年度決算では、いずれの指標においても基準値を下回っています。

## ■ 健全化判断比率

指 標 名	大熊町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	40.0%
実質公債費比率	-1.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	—

(備考) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示しています。

### ◇実質赤字比率

一般会計等※1を対象とした実質赤字額の標準財政規模※2に対する比率。

一般会計等※1の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

### ◇連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模※2に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財産運営の悪化の度合いを示すもの。

### ◇実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とする額に対する比率の3ヵ年平均。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

### ◇将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模※2を基本とする額に対する比率。

一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

※1 一般会計等…本町では、一般会計と特別会計のうち坂下ダム施設管理事業特別会計・地域下水道事業特別会計・中央台霊園管理事業特別会計が該当します。

※2 標準財政規模…町の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。

## 2 資金不足比率

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
宅地造成事業特別会計 (住宅団地造成事業特別会計・工業団地造成事業特別会計)	—	

（備考）資金不足比率が算定されない場合は、「—」で表示しています。

### ◇資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

【お問い合わせ先】 大熊町役場会津若松出張所 総務課財政係

このように  
支給されて  
います

# 大熊町の職員給与

町民の皆さんに一層のご理解をいただくため、町職員の給与などについてお知らせします。

町職員の給与は、国の人事院や県人事委員会の給与勧告、他の地方公共団体の給与との均衡を考えながら、町議会の審議を経て、条例で定められています。

なお、ここに用いている数値は、毎年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」「地方公共団体定員管理調査」および「当初予算書」などを基にしています。

## (1) 人件費の状況（普通会計決算書）

年度	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)
22	平成23年3月31日現在 11,505人	7,122,222千円	393,267千円	996,314千円	14.0%
23	平成24年3月31日現在 10,962人	10,541,499千円	525,490千円	987,218千円	9.4%
24	平成25年3月31日現在 10,892人	8,274,902千円	599,287千円	909,059千円	11.0%

(注)人件費には、特別職に支給される給与などが含まれます。

## (2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

年度	職員数	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
23	128人	421,219千円	71,202千円	160,158千円	652,579千円
24	114人	398,458千円	58,856千円	141,876千円	599,190千円
25	117人	370,143千円	65,335千円	135,116千円	570,594千円

(注)職員手当には、退職手当は含まれていません。

職員とは、一般行政職員、学校以外の教育関係職員、幼稚園教諭、技能労務職員です。

## (3) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

区分	(平成24年4月1日)		(平成25年4月1日)	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	305,000円	40.6歳	294,000円	39.6歳
技能労務職	286,500円	53.7歳	290,600円	54.7歳

## (4) 職員の初任給の状況

区分	(平成25年4月1日)	
	法定初任給	採用2年目経過日給料
一般行政職	大学卒 175,100円	187,200円
	高校卒 142,500円	151,000円
技能労務職	高校卒 139,500円	147,900円

## (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数					
	10~15年	15~20年	20~25年	25~30年	30~35年	35年以上
一般行政職	大学卒 286,900円	334,900円	372,400円	378,400円	414,700円	—
	高校卒 232,100円	293,800円	317,700円	—	—	401,800円

## (6) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
	標準的な職務内容	主事補 主事	主査等	主任 主査等	主幹等	課長	総括課長
職員数	21人	15人	26人	14人	10人	1人	87人
構成比	24.1%	17.2%	29.9%	16.1%	11.5%	1.2%	100%

(注)代表的な職種である一般行政職(税務職員、保健師、保育士、技能労務職、幼稚園職員を除く)

職務とその職員数および構成比です。

(7) 職員手当の状況

期末手当 勤勉手当	区分	6ヶ月	12ヶ月	計
	期末手当	1.225月分	1.325月分	2.55月分
	勤勉手当	0.675月分	0.675月分	1.35月分
	計	1.900月分	2.000月分	3.90月分
職制上の段階、職務の等級による加算措置あり（12ヶ月は予定）				
退職手当 (平成25年 4月1日現在)	支給率	退職事由	自己都合	定年・勵奨
		勤続20年	23.03月分	28.7875月分
		勤続25年	32.83月分	38.9550月分
		勤続35年	46.55月分	55.8600月分
		最高限度	55.86月分	55.8600月分
・勤務年数に応じて退職時の特別昇給あり ・定年前早期退職者に対する加算措置あり				
特殊勤務手当 (平成25年 4月1日現在)	職員全員に占める手当支給 職員の割合	12.0%	代表的な 手当の名 称	・税務職員の特殊勤務手当 ・幼稚園教諭の特殊勤務手当 ・伝染病防疫作業員の特殊勤務手当 ・災害応急作業等に従事する職員の 特殊勤務手当
	支給対象者職員1人当たり の平均支給月額	9,500円		
	手当の種類（手当数）	7種類		
時間外勤務手当 (平成25年 4月1日現在)	正規の勤務時間を超えて勤 務したときに支給される手当 ・支給割合 29.9%	住居手当 (平成25年 4月1日現在)	【借屋・借間】 月額9,500円を超える家賃を支払っている職 員に対し100円～27,000円	
扶養手当 (平成25年 4月1日現在)	配偶者13,000円、配偶者 以外扶養親族については、 1人につき6,500円（た だし配偶者のいない職員 の扶養親族のうち1人は、 11,000円。扶養親族のうち 16歳年度初めから22歳 年度末までの子1人につき 5,000円加算。）	通勤手当 (平成25年 4月1日現在)	交通機関等 利用者	・58,000円まで全額 ・58,000円を超えた場合その超 えた額の1/2を58,000円に加 えた額
			交通用具 使用者	片道2km以上の通勤距離に応じて 2,500円～48,400円

(8) 特別職の報酬等の状況

給料（報酬）月額						期末手当	
給料	町長 副町長 教育長	616,000円 483,200円 440,000円	報酬	議長 副議長 議員	232,800円 199,200円 187,200円	(25年度支給割合) 6ヶ月期 1.4月分 12ヶ月期 1.5月分 計 2.9月分	計算の基礎となる額は、給 料・報酬月額に15%加算 した額（12ヶ月は予定）

(9) 職員数の状況（全職種）

(単位：人)

部門 年度	一般行政							特別 行政	公営企業等			計
	議会	総務	税務	農水	土木	民生	衛生		教育	国保	介護	
23	2	32	7	9	9	20	7	34	3	5	1	129
24	2	27	6	9	10	17	8	27	3	5	1	115
25	2	42	6	7	6	12	12	18	3	9	1	118

(注) 1 町職員の定数は、条例により139人と定められております。

2 職員数には、町長、副町長、臨時職は、含まれておりません。

## 大熊町消防団検閲を実施

平成25年大熊町消防団検閲が9月28日、大熊町立大熊小学校の校庭で開催され、渡辺町長、吉田消防団長をはじめ、関係者が検閲に立ち会いました。

澄み渡る秋晴れのもと、総勢74人の団員が避難先から集まり、号令に合わせて通常点検や規律訓練、分列行進などが行われました。



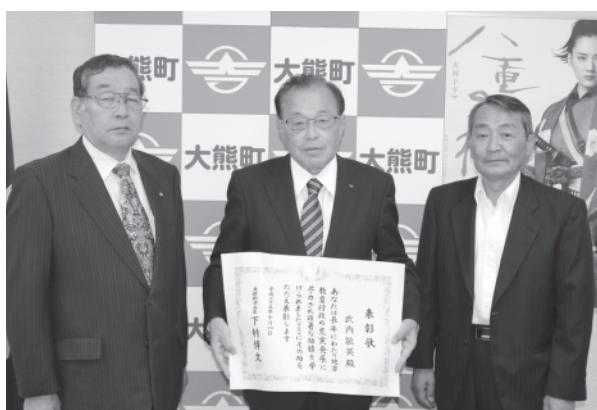
消防団検閲の様子



分列行進

団員が各地に分散し、限られた練習時間の中での、息の合った一糸乱れぬ行動に、会場からは拍手が贈られていました。

## 受賞の喜びを報告



受賞を報告する武内教育長

武内教育長が10月8日、地方教育行政功労者表彰を受賞した喜びを報告しました。この賞は、長年にわたる地方教育行政の充実発展に尽力された功績が認められた方に対し、文部科学大臣から贈られています。

武内教育長は「町長をはじめ、町民の皆さまが教育を大事にしていただいた、言わば『チーム大熊』で受賞したと思っ

ています。質の高い豊かな教育を行えるよう、これからも皆さんと協力して頑張りたいと思います。」と抱負を述べました。

健康で楽しく働ける、豊かなまちをつくりましょう。  
みんなで助け合い、明るいまちをつくりましょう。  
きまりを守り、平和な住みよいまちをつくりましょう。  
自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。  
進んで学び、香り高い文化のまちをつくりましょう。

## 小学校の同級生が再会！

「おおくまっ子みんな集まれ」が9月21日、いわき市久之浜町の福島県いわき海浜自然の家で開催されました。

これは、大熊町立小・中学校の同級生が再開できる場として開催されており、今回は小学生が対象です。県内外から小学生93人が参加し、久々の再会を喜んでいました。

この日は、近くの四倉海岸に移動し、みんなで協力して砂の芸術を作ったり、ペットボトルロケットを飛ばし合うなど、とても楽しい1日を過ごしていました。

中学生の再会の場は、冬に開催予定です。



砂の芸術をつくる子供たち



ペットボトルロケット発射！

## 食農交流事業が開催されました

福島県会津農林事務所主催による「会津と浜の食農交流事業」が9月26日、会津農林高等学校の実習棟で開催され、生徒40人と大熊町民13人が参加しました。

この交流事業は、食農教育の実践と人的交流の促進を図るため、会津の旬の食材を使った会津と浜の食文化を学び合うことを目的に開催されています。

第1回目の交流会では、大熊町の関本園子さんを講師に招き、会津産の梨を使った梨ジャム作りを行いました。

関本さんは「大勢の方との梨ジャム作りは夢のよう！今日は皆さんと楽しく作りたいです」とあいさつし、生徒と参加者に丁寧に指導していました。

苦労して作り上げた梨ジャムは、瓶詰めにして参加者に配られました。



作り方を指導する関本さん  
(中央)



梨ジャム完成品

# 町民のひろば

## 学習の成果を披露しました

大熊中学校の3年生が9月27日および10月4日、会津若松市内の仮設住宅や老人ホームを訪問し、総合学習の一環で結成された「大熊中劇団」で学習の成果を披露しました。

大熊中劇団には「感謝と元気を伝えよう」というテーマが設けられており、お世話になって

いる会津への感謝と、自分たちの元気な姿を大熊町民に見てもらい元気付けたいとの思いが込められています。

劇団で落語や歌舞伎、郡読などが披露されると、観客からは笑い声や合いの手が入るなど、とても楽しんでいる様子でした。

最後の全員合唱で「ふるさと」が歌われると、その心に響く歌声に参加者の目からは涙がこぼれ、生徒達へ惜しみない拍手が贈られていました。

また、どの会場でも必ず観客から「アンコール」の声が上がり、生徒達はその声に一生懸命応えていました。

## 大熊町長杯パークゴルフ大会を開催

平成25年度秋季大熊町長杯パークゴルフ大会が10月11日、北塩原グランデコリゾートパークゴルフ場で開催され、約80人の町民が腕前を競い合いました。

時折小雨の降るあいにくの天気の中でのプレーでしたが、皆さんは一打ごとに一喜一憂し、久しぶりに会った仲間達と一緒に和気あいあいと楽しんでいました。

### 大会成績

#### ◆男子の部

優勝 渡部 真綱さん  
準優勝 尾内 光男さん  
第3位 大西 義昭さん

#### ◆女子の部

優勝 富田 瞳子さん  
準優勝 佐藤 洋子さん  
第3位 村上 光枝さん



渡辺町長と千葉議長のショット



プレーの様子

# 町民のひろば

## 「大熊町ふるさとまつりinあいづ」が開催されました

「大熊町ふるさとまつりinあいづ」が10月5日、会津若松市の松長近隣公園応急仮設住宅の駐車場で開催され、小雨の降るあいにくの天気となりましたが、県内外から約1,100人の町民が参加しました。

ふるさとまつり恒例の餅つき大会をはじめ、ふるさと紙芝居、獣電戦隊キョウウリュウジャー・ショー、劇団いばらきの水戸黄門など、会場では大人から子供まで大いに盛り上がっていました。

歌謡ショーでは、さくらまやさん自身のシングル曲「大漁まつり」や、カバーアルバムに収められた曲など、全12曲を披露しました。歌いながら会場の一人ひとりと握手をするなど、観客とのふれあいを大切にするさくらまやさんに皆さん感激した様子でした。



ふるさと紙芝居



もちつきを体験するさくらまやさん



葵高校家庭クラブのみなさん



大熊町社会福祉協議会



縁日コーナー



参加者と握手するさくらまやさん

※大熊町からお配りしているタブレット端末の「ビデオメッセージ」でも、当日の様子を映した動画をご覧になれます。

# KIZUNA おおくまふれあい通信

第7号

東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大熊町は全町避難を余儀なくされ、私たちは今も、全国各地に分散して不自由な生活を強いられています。

長期化している避難生活、先行き不透明な状況の中で、ふるさと「おおくま」に対してどのような想いを抱いているのか、直接避難先へ訪問してインタビュー取材を行い、本紙に掲載させていただいています。

「KIZUNAおおくまふれあい通信」を通して届けられた想いを共有し、ふるさと「おおくま」と皆さまを「絆～きずな～」でつないでいくことができれば幸いです。

※株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただいています。

※掲載する文章は、インタビューした内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する手間はございません。



## 「KIZUNAおおくまふれあい通信」で、あなたの想いを伝えてみませんか？

KIZUNAおおくまふれあい通信では、避難されている皆さまへ想いを伝えていただける方を募集しています。避難先での活動や避難生活を感じていることなど、あなたの想いをこのコーナーでお話ください。大熊町民の方ならどなたでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

応募先

大熊町役場会津若松出張所総務課秘書広聴係  
電話：0120-26-3844 FAX：0242-23-7093  
E-mail：somu@town.okuma.fukushima.jp



H18 ふるさとまつり



大野幼稚園生活発表会



熊町幼稚園生活発表会



福島県 会津若松市



あかい こうせい  
**赤井 光清さん**

自宅は熊2区。震災前まで長年、ボランティアで町内の交通整理・指導を行っている。避難後も役場会津若松出張所前でも活動を続けていた。現在、会津若松市内の借上住宅で、妻と共に生活している。

私の本職は「大工」です。被災時は、町営住宅でふすま貼りの仕事をしていまし  
た。震災前から、老若男女問わず、大熊  
市民であれば、私をご存じの方が多いとは  
思いますが、私の本職をこの紙面で初めて  
知ったという方も多いこと存じます。  
私は長年、ボランティアで交通整理・指  
導を行つてきました。火事の知らせを耳に  
すればその現場に急行し周辺道路の交通  
整理にあたり、葬儀があるとその隣組の方  
から会場周辺の交通整理を頼まれ、毎朝  
通学路で児童生徒の交通誘導・指導を行  
う。そんな日々を送っていました。震災発  
生の朝、通学路に立つたのが、大熊町での  
最後の活動になつています。

震災発生の翌朝、私は妻とともに、バス  
で避難し田村市総合体育館に収容されまし  
た。その後、一次避難先となつた会津若松  
市内中心部にあるホテルに移動しました。  
多くの皆さんがあなたが経験したことと同じですが、  
そうした避難先では、何もすることがあり  
ません。私は元来、何もしないでいること  
ができる性質なので、早速「できること」  
を探しました。誰から頼まれたというわけ  
ではありませんが、収容先のホテルでは、  
壊れたり調子が悪くなつた内装や建具など  
の簡単な修理をしたり、役場の出張所では、  
支援物資の整理などを行つていました。  
会津若松に来てから間もなく、役場の  
出張所を訪れる人が増え、特に、出張所の

ある建物で当町の小中学校が臨時開校し  
てからは、子どもたちの往来も加わるよう  
になりました。さらに、周辺には学校もあ  
ります。変化していく状況の中、自然に40  
年間続けてきたスイッチが入り、毎朝、児  
童生徒の通学時間帯を中心にして、同出張所  
前で交通整理・指導の活動を再開し、当町  
の小中学校が移転した現在もその活動を  
続けています。

会津若松での活動を通して色々な出会い  
がありました。新聞やテレビで取り上げ  
られた私の姿を見て、遠方に避難した皆さ  
んや市民の皆さんから励ましの声をいただき  
たり、支援物資の提供を託されたりしま  
した。また、近くにある鶴城小学校の児童  
の皆さんから感謝状を頂いた時には本当に  
うれしく思いました。

震災前まで、私たち夫婦は、長男夫婦  
や孫たちとともに生活していました。現在、  
私たち夫婦は会津若松、長男夫婦はいわ  
き、高校生になつた孫たちは、野球に取り  
組んでいるため、青森と茨城の高校にそれ  
ぞれ国内留学しています。一家全員が顔を  
合わせることが「当たり前」の日常でした  
が、今はそれもなく、寂しく思うこともあります  
が、息子や孫に迷惑をかけず、せめて、体だけは元気でいようと毎日心がけて  
います。

※写真枠内は当町役場会津若松出張所前で  
活動している様子。



かたくら そうじ  
**片倉 莊次さん**

自宅は下野上3区で同区長。震災前まで、当町特産の「梨」を生産していました。

現在、妻（写真・右）とともに、会津若松市内の仮設住宅で生活している。



翌朝からの避難では、行政区内の各班長ともに誘導にあたりましたが、住民の中には避難を拒む人もいて、その説得をする場面もありました。当行政区は、バスや自衛隊車両での避難を基本にし、ほとんどの皆さんは、田村市内とその周辺の避難所に収容されました。一方、サンライト大熊に入所していた母は田村市内の避難所で再会しましたが、そのままにしておける状況にはなく、私たち一家は、神奈川県内の親類のもとに向かいました。母は同県内の老人保健施設に、私たちは横浜市営住宅に入居しながら、会津若松と行き来する生活を送っていました。その年の11月、河東町金道地区応急仮設住宅に私たち夫婦だけが移り、現在

被災当時、私は梨畑で作業中、妻は町内の歯科医院で受診中でした。同居していた2人の息子はそれぞれ町内外の勤務先におきましたが、その後、家族全員が再会できることは何よりでした。夕方、地区の集会場に向かうと、余震により自宅については危険なためか、すでに多くの皆さんのが集まっていました。食料が無く、空腹の足しになればと自宅から販売用のりんごを出しました。また、停電と断水により水が無かつたため、近所で井戸がある家に発電機を持ち込んで水を汲み運ぶなどしていました。

現在生活している仮設住宅に入居しているのは、そのほとんどが同じ行政区の皆さんで、お互いに声を掛け合い、助け合いいながら生活しています。戸数も多くて、全体で何かやるにも、まとまっていける方だと思います。こちらに来てから畑を借りることができます。面積は150坪程度ですが、季節に合わせた作目を栽培しています。大熊町のある浜通りと気候風土が違いますが、雪のある時期を除いては、作物を栽培しやすいと感じています。最近では、落花生を収穫しました。地域住民の皆さんからは、このまま会津に定住してはと言われることもあります。

私は長年、梨を栽培してきましたが、今から新たに土地を求めて梨栽培を始めようとは思いません。可能であればやりたいとは思いますが、苗木を植えてから満足な収穫となるまで10年程かかるため、私たちの年齢からしても現実的ではありません。現在、どこか落ち着けるところはないものかと探しています。故郷への帰還は理想ですが、子どもたちとの距離や生活環境などを考え、大熊と気候風土の似た土地を探したいと思います。

に至っています。顔を合わせるたびに「いつ帰れるのか?」と願い続けた母は、昨年3月初旬、再び故郷の土を踏むことなく、この世を去りました。



おかだ　えりか  
岡田 愛莉花さん  
大熊中学校3年生

自宅は大野2区。被災当時は小学6年生。避難後、数々の作文コンクールで入賞している。作品では、原発事故により「遠のいた日常」に鋭く迫り注目すべきものを感じる。

現在、会津若松市内の借上住宅で、母、兄とともに生活している。

絵本とにらめっこ。」そんな幼少期を経て読書好きの私がいます。避難指示により町を離れるときも、その傍らにはより町を離れるときも、その傍らには図書館から借りた本がありました。

一昨年3月11日、私は小学6年生で卒業式を数日後に控えていました。部屋には式で着るために新しく買った服がかけてありました。翌朝、町を離れ田村市内の避難所に収容されました。そこには同じように避難した同級生もいて、私たちは卒業できるのか、卒業式はどうなってしまうのかなど、お互に不安を口にしていました。その後、原発の爆発や避難範囲の拡大など、状況が深刻になつてているニュースが流れる中、会津若松への移動を告げられました。私は、小学生低学年のころから、社会科見学や遠足などで、原子力発電所やそれに関わる広報施設などを訪れたり、原子力関連のイベントに出かけたりしていました。それゆえ、大熊から約100キロ離れ、高地や山脈に阻まれた会津への移動は、それまで、原発は安全だと教えられてきた私にとって、非常にショックなことであつた。避難後、私は作文に挑戦するようになりました。読むのは好きでも書くこ

とにははと初めのうちは戸惑いましたが、被災後に感じたことを文字にして応募したところ、第34回全日本中学生水の作文コンクールでは優秀賞、第32回全国中学校人権作文コンテスト福島県大会最優秀賞（いずれも平成24年）を頂くことができました。その他、町コミニケーション誌おおくまの絆では、故郷への思いを綴った作品を掲載されるなどしています。昨年は立て続けに2大会受賞となりましたが、両親は驚きつつ喜んでくれましたが、兄はさして関心が無い様子です。この2大会は、水や人権など、一見、それぞれのテーマに関連性がないように見えますが、水も人権も日常生活では「当たり前」のことで、特に意識することもない存在です。しかし私にとって、例えば、原発の安全性、家があり、いつも家族がいることなど、被災までの日を境にして遠のいてしまいました。そうした体験を、各大会のテーマに合わせて表現し作文にしました。避難後、友だちの多くが県内外に散らばってしまいました。友達だけでなく故郷も離れてしましましたが、心だけはいつも寄り添い続けていると思っています。そして、故郷・大熊を思う心の風景はいつも私の中にあります。



いずみだ しょうぶ

## 泉田 尚武さん

自宅は下野上1区。原発事故後の行政の対応、特に、除染のありかたなどに、客観的な疑問を感じている。

現在、東京都国分寺市内の借上住宅で生活している。



原発事故後、放射能汚染により数十年単位で生活できないということにされていますが、降水などの自然現象によつて放射能は拡散・希釈され、そうした「常識」に反し、予想より早い減衰が期待できるのではないかと考えられます。科学的には、放射能は、雨が降れば水に溶け川や海に流れたり地中に浸透します。浸透速度は年10cm程度と言われていますから、事故発生から2年半以上経過した現在、すでに地中25cm程度まで達しているということになります。

現在、巨額の費用を投じて「除染」なるものが行われていますが、その実態に眼を向けると、多くの放射能が存在している山を除染せず、その下にある家屋周辺や農地だけが行われ、施工後、しばらくすると、除染していない山から下つた放射能により「再汚染」される。また、今頃になつて除染として表土をはぎ取れば、前述のように地中に浸透した放射能が露出し逆効果になる恐れもあります。

最近、第一原発の半径10キロ圏内の土地を政府が買上げ、放射性廃棄物置場にしてはどうかと発言した政治家や町民の方々がおります。何代にもわたりこの地に住む私のような者にとって故郷は捨てられない存在です。「去る人、後を汚さず」という言葉がありますが、人の道理をよく考えて欲しいものです。

原発事故後、放射能汚染により数十年単位で生活できないということにされていますが、降水などの自然現象によつて放射能は拡散・希釈され、そうした「常識」に反し、予想より早い減衰が期待できるのではないかと考えられます。科学的には、放射能は、雨が降れば水に溶け川や海に流れたり地中に浸透します。浸透速度は年10cm程度と言われていますから、事故発生から2年半以上経過した現在、すでに地中25cm程度まで達しているということになります。

現在、巨額の費用を投じて「除染」なるものが行われていますが、その実態に眼を向けると、多くの放射能が存在している山を除染せず、その下にある家屋周辺や農地だけが行われ、施工後、しばらくすると、除染していない山から下つた放射能により「再汚染」される。また、今頃になつて除染として表土をはぎ取れば、前述のように地中に浸透した放射能が露出し逆効果になる恐れもあります。

このように効果の疑わしい除染を行い、その結果、放射能汚染物を「中間貯蔵施設」称して我が愛する大熊町の豊かな大地に積み上げるなど絶対に認められません。地権者の皆様には反対していただき、強制収用になつても法廷闘争で対抗していただきたい。民事裁判ゆえに長期戦になるでしょうから、決審する頃には、地表の放射性物質もなくなり、除染や中間貯蔵施設の必要も無くなるでしょう。決して非科学的で難しい話ではなく、当たり前のことなのであります。政治家や官僚にも良識者がいることを願います。国民の限りある資源を、より有効に使うのが政治や行政の仕事であり、効果の疑わしい除染などに使う金があるのなら、我々被災者への支援に回すべきではなさいでしようか。

財物賠償が本格化するとはいわれますが、固定資産評価額を基本にした補償賠償では、生活再建どころか、家の材料代にすらなりません。補償賠償とは「生活再建可能」なことではないのでしょうか。

高度成長期以降、国と地方の借金は大きくなるばかりで、その利息すら満足に払えない状況下で、私たちの被害回復という「効果が目に見える」からは眼を反らし、「効果が疑わしい」除染には惜しみなく巨費を投じる。被災に加えての「放漫財政のツケ廻し」は、堅くお断り申し上げます。

## 国民健康保険に加入している65歳未満の方へ

### ～退職者医療保険制度のご案内～

医療の必要性が高まる退職後に、退職者が会社等の健康保険から国民健康保険に移ることにより、国民健康保険の医療費負担は増大します。このような医療保険制度間の格差を是正するために、退職被保険者本人とその被扶養者に対する給付費（被保険者の負担金以外の医療費）は、一般の被保険者とは別に会社等の健康保険からの交付金によりまかなわれています。

保険料の計算方法及び給付割合につきましては、退職被保険者と一般被保険者との違いはありませんが、退職者医療制度が適正に適用されないと、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、保険料負担の余分な増加につながります。このため、国民健康保険加入者で、退職者医療制度に該当する方は、届出をお願いします。

#### ◆対象者

退職被保険者(本人)となる方。次の条件のすべてに当てはまる方が、退職被保険者（本人）となります。

1. 国民健康保険に加入している（または、これから加入する）。
2. 65歳未満の人。
3. 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられ（受給権が発生している）、その加入期間の合計が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある。

#### ◆被扶養者となる方

次の条件のすべてに当てはまる方が、退職被保険者の扶養家族となります。

1. 国民健康保険に加入している。
2. 65歳未満の人。
3. 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等以内の親族、または配偶者の父母と子
4. 退職被保険者（本人）によって生計を維持し、向こう1年間の収入金額が130万円未満（60歳以上の方、障害者の方は180万円未満）である。

#### ◆届出の方法

退職者医療制度に該当する方は、次のものをご用意のうえ、大熊町役場に届出してください。該当日は、年金の受給権が発生した当日からです。

#### ＜届出に必要なもの＞

- 退職被保険者該当届
- 年金証書・裁定通知書（支給決定通知書）…年金加入期間を確認するため必要です。
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 保険証（すでに国民健康保険に加入している場合）
- 前の健康保険の資格喪失証明書（新たに国民健康保険に加入する場合）

### 【退職者医療制度の保険証】

対象となった方には、右上に㊀と表示された「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

65歳を迎える年度の保険証は有効期限が65歳の誕生日の末日となります。(1日生まれの方は65歳の誕生日の前月の末日)

有効期限が切れた日の翌日からは一般(㊀についてない)保険証が発効されます。

### 【保険料と病院での窓口負担】

- ・保険料の計算方法
  - ・病院での窓口負担
- } 一般の国保に加入している方と変わりません。

\*注:この制度は平成26年度をもって終了する予定ですが、平成27年度以降はそれまでの退職被保険者が65歳になるまでは、退職者医療制度の対象となります。

### 【退職者医療制度の職権適用について】

退職者医療制度は届出により認定されるのですが、公簿などにより届出事項が確認できた場合は、届出を省略し、退職被保険者として職権適用させていただきます。

**【お問い合わせ先】大熊町役場会津若松出張所 住民課 国保年金係**

## 18歳(高校3年生程度)以下の国民健康保険加入者の方へ

昨年10月より福島県子ども医療費助成事業により18歳(高校3年生程度)以下の未成年の医療費は無料となっております。

助成事業が該当になる場合、医療機関窓口では、保険証を提示することで窓口負担が無料となり、一部負担金を支払う必要はありません。

現在、大熊町国民健康保険では平成25年2月末日まで「一部負担金免除証明書」による免除をおこなっています。

「一部負担金免除証明書」による免除は、福島県子ども医療費助成事業による医療費無料化より優先されるため、医療機関を受診される場合は、必ず「一部負担金免除証明書」を提示するようお願いいたします。

なお、現在「一部負担金免除証明書」で免除を受けることができない接骨院等「柔道整復療養」を受診される場合は、福島県子ども医療費助成事業が適用されますので一部負担金を支払う必要はありません。

※18歳(高校3年生程度)以下の医療費助成対象者が福島県以外で受診(県外受診)した場合、接骨院等では一部負担金を支払わなければならない場合があります。その場合は、後日国保に還付の申請をして下さい(申請には領収書等が必要となります)

→県外であっても窓口で「一部負担金免除証明書」を提示した場合、震災の免除が適用となる費用については一部負担金はとられません。

※保険適用外の費用は助成・免除の対象となりません。

## 国民健康保険に加入されている方へ 「交通事故」など第三者の行為によるケガの 治療に保険証をつかうとき（第三者行為）

交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）によって起こったケガや病気は、被害者に過失がない限り、原則として加害者が医療費の全額を負担し、一時的に健康保険で治療を受けたあと、保険者が加害者に費用を請求します。（※場合によっては保険証が使えないこともあります。）

国民健康保険の医療費（保険給付割合分）は、皆さんにお支払い頂いている保険料から支払われています。医療費が増え続けると、国民健康保険制度を維持するために保険料の引き上げにつながりますので、第三者行為によって治療を受ける際には、加入している健康保険に届出をしてください。すぐに届出書を提出できないときは、電話等で連絡いただき、後日できるだけ早く書類を提出してください。

また、震災後、第三者行為に該当された方で届出を行っていない方でも隨時受け付けています。

### ※場合によっては国民健康保険が使えません

- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故

### Q & A

- 1、なぜ、届出が必要なの？ →保険証を使って治療を受けると、かかった医療費のうち、窓口でお支払い頂く分以外は医療機関から国民健康保険に請求がきます。第三者の行為による傷病の治療費は、被害者に過失がない限り加害者が全額負担することが原則ですので、国民健康保険が立て替えた治療費を加害者へ請求するために届出が必要になります。
- 2、けがをしたのに保険証が使えないことってあるの？ →酒酔い運転や無免許運転、故意に負傷したときなど、ケガの原因によっては保険証が使えない場合があります。※医療機関の診療報酬明細書にはケガの原因まで記載されません。傷病名から判断し、「負傷（傷病）原因照会書」を郵送してケガの原因を確認させていただきます。
- 3、示談をしてから医療費が発生したらどうするの？ →加害者との話し合いにより示談が成立すると、その内容が優先されます。示談を成立するときには事前にご連絡ください。

### ◆届出に必要なもの

第三者行為による傷病届、同意書、交通事故証明書、事故発生状況報告書、誓約書、念書等

【お問い合わせ先】大熊町役場会津若松出張所 住民課 国保年金係

# 「大熊町ミニ文化展」を開催します!

大熊町では、日頃の文化活動の発表の場としてミニ文化展を開催します。多彩な作品が多数展示されていますのでぜひご覧ください。

## ◆会期および会場

○平成25年11月2日（土）～11月3日（日・祝）

午前9時～午後5時

会場：大熊町役場会津若松出張所2階

○平成25年11月9日（土）～11月10日（日）

午前9時～午後5時

会場：大熊町役場いわき連絡事務所2階



## 【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所 教育総務課

# ならは天神岬温泉しおかぜ荘・道の駅ならは 温泉入浴回数券買戻しのお知らせ

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災及び東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により、2年半が経過致しました。未だに天神岬温泉しおかぜ荘と道の駅ならはの営業再開に見通しが立たないこともあり、未使用回数券をお持ちの方で希望する方に回数券の買戻しを実施しておりますことをお知らせいたします。尚、回数券には有効期間はありませんので各自保管して頂いても、営業再開後今まで通りにご利用できますのでご安心ください。

**買戻し期間：**平成26年3月31日（月）

受付9:00～17:00（平日）

※土日祝祭日は休み

**買戻し場所：**福島県いわき市平上荒川桜町22-1

財団法人楢葉町振興公社いわき事務所2階

※詳しくは、楢葉町振興公社ホームページ又は下記へ

お問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

財団法人楢葉町振興公社（阿部・伊藤） TEL0246-28-5945



## 運動教室のご案内

◆内 容：筋力低下防止のための軽い筋力トレーニング、ストレッチ  
　　血圧測定、健康相談等の個別相談

◆準備物：水分補給のため飲み物（水やお茶）、タオルなど

◆講 師：いわきはり・きゅう介護予防チームの先生

◆日 時：11月12日(火) 9時30分～11時30分

◆場 所：大熊町役場 いわき連絡事務所2階

※参加される方は、11月11日（月）までに、電話にて  
問い合わせ先まで申し込みをお願いします。



**【お問い合わせ先】**

大熊町役場 いわき連絡事務所

☎0120-26-5671



## 自衛隊員募集のお知らせ

自衛隊福島地方協力本部では、下記のとおり自衛隊員を募集しています。試験についての詳しい内容については、自衛隊福島地方協力本部会津若松出張所までお問い合わせください。



募集職種	資 格	受付期間	試験期日	将来の展望
高等工科学校生徒	推薦	男子中卒（見込み含む） 17歳未満の、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を認め、校長が推薦できるもの	平成25年 11月1日～12月6日	平成26年1月17日
	一般	男子中卒（見込み含む） 17歳未満の者	平成25年11月1日～平成26年1月10日	一次試験 平成26年1月17日  二次試験 平成26年 2月1日～4日 (いずれか1日)

# 原子力損害賠償巡回法律相談のご案内

福島県では、福島県弁護士会と連携し弁護士による対面の法律相談を実施しております。相談料は無料ですので、請求手続きについて不明な点などお気軽にご相談ください。なお、事前予約制としておりますので、下記までご連絡をお願いします。

◆相 談 料 無料

◆相 談 時 間 30分（午後1時30分から午後3時50分の間に実施）

◆事前予約受付番号 ☎024-523-1501

※受付時間：午前8時30分～午後5時15分（平日）

◆巡回法律相談実施予定

実施市町村	実 施 日	実施会場（所在地）
福 島 市	11月27日(水)	福島県青少年会館 1階第6研修室
	12月18日(水)	福島市黒岩字田部屋 53-5
二 本 松 市	11月20日(水)	福島県二本松合同庁舎 2階会議室
	12月11日(水)	二本松市金色424番地の1
伊 達 市	11月13日(水)	福島県伊達合同庁舎 1階会議室
	12月4日(水)	伊達市保原町大泉字大地内 124番地
郡 山 市	11月 13日(水)、20日(水)、27日(水)	福島県郡山合同庁舎 南分庁舎2階 第4会議室
	12月 4日(水)、11日(水)、18日(水)	郡山市麓山1-1-1
白 河 市	11月 7日(木)、15日(金)、21日(木)	白河商工会議所 2階交流室 白河市道場小路96-5
	12月 5日(木)、12日(木)、19日(木)	
会津若松市	11月 12日(火)、19日(火)、29日(金)	福島県会津若松合同庁舎 本館3階地域連携室
	12月 6日(金)、13日(金)、20日(金)	会津若松市追手町7-5
南 会 津 町	11月20日(水)	福島県南会津合同庁舎 4階会議室
	12月11日(水)、25日(水)	南会津町田島字根小屋甲4277-1
南 相 馬 市	11月 7日(木)、14日(木)、21日(木)	福島県南相馬合同庁舎 北庁舎1階県政相談室
	12月 5日(木)、12日(木)、19日(木)	南相馬市原町区錦町1-30
い わ き 市	11月 5日(火)、12日(火)、19日(火)	福島県いわき合同庁舎 南分庁舎3階中会議室
	12月 3日(火)、10日(火)、17日(火)	いわき市平字梅本15番地

# お知らせ

## 相談

### 全国一斉「女性の人权 ホットライン」強化週間の実施について

法務省人权擁護局と全国人權擁護委員連合会は、11月18日から11月24日までの7日間、全国一斉「女性の人权ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人权問題の解決を図るために、電話相談を実施します。

相談は人权擁護委員および法務局職員が応じます。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、強化週間の期間以外の日（土・日・祝日を除く）においても、午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じていますので、ご利用ください。

◆期間 11月18日（月）から24日（日）までの7日間

◆時間 午前8時30分から午後7時まで

※ただし、11月23日（土）と24日（日）は午前10時から

午後5時まで  
☎ 0570-070-810

お問い合わせ先  
（全国共通ナビダイヤル）  
福島地方法務局人權擁護課  
☎ 024-534-1994

いわき支部会員  
・福島県社会保険労務士いわき支部会員  
・東北税理士会いわき支部会員

お問い合わせ先  
相馬税務署法人課税  
第一部門  
☎ 0244-36-3111  
(音声案内で「2番」を選択)  
平成25年11月1日（金）から平成26年2月28日（金）

を促すことにより、交通事故の防止を図ります。

## 安全

### 平成25年度 五十業合同相談会の開催について

いわき五士業連絡協議会は、毎年「身近な困りごとの無料」合同相談会を開催しております。

開催内容については次のとおりです。（予約不要）

◆開催日時 11月9日（土）10時～16時

◆相談名称 「身近な困りごとの『無料』合同相談会」

◆開催場所 いわき産業創造館（ラトブ）6階 セミナー室A  
いわき市平字田町120

◆相談担当者 いわき五十業連絡協議会  
☎ 0246-21-7570  
・福島県行政書士会いわき  
支部会員

お問い合わせ先  
東北税理士会いわき支部  
支部長 庄司 伸一  
☎ 080-8202-6706

## 年末調整

### 年末調整説明会の開催について

11月に福島県内各税務署において、平成25年分年末調整説明会の開催を予定しています。詳しくは、源泉徴収義務者あてに送付しています、年末調整関係書類をご確認ください。

なお、年末調整関係書類については、税務署にお届けの住所あてに送付していませんので、まだ送付されていない方につきましては、次のお問い合わせ先までご連絡ください。

午後5時15分まで相談に応じていますので、ご利用ください。

### 「P.M.4（ピー・エム・フォー）ライトオン運動」を実施します

例年、秋から年末にかけては、日没時間が早まるため、交通事故が増加して、特に午後4時から午後7時の時間帯に、横断歩行者等が被害者となる重大事故が多発する傾向があります。

日没前後は、下校、買い物、退社等により、道路交通が錯綜する時間帯であるとともに、視認性が低下して周囲の状況が確認しにくくなり、ドライバーも一日の疲れが重なり、集中力が低下しがちです。これからとの時期の交通事故防止対策として、ドライバーに対し、午後4時を目安としたライトの早め点灯、夜間のライトの上向き・下向きのこまめな切替えによる安全運転

◆実施期間 平成25年11月1日（金）から平成26年2月28日（金）  
◆重点事項 (1)午後4時を目安とした早めのライト点灯  
ライトを早めに点灯し、自分の存在を周囲の車両や歩行者などに知らせるとともに、午後4時から午後7時にかけて交通事故が多発する時間帯であることの自覚を促します。  
(2)ライトのこまめな上下切替え  
車のライトは、対向車や前方走行車両がないときなどは「上向き」が原則です。ライトの「上下切替え」をこまめに行い、幻惑防止を図るとともに、歩行者や自転車の早期発見に努めます。

◆推進機関・団体 福島県 福島県警察本部 福島県教育委員会  
福島県交通対策協議会 構成機関・団体  
地方交通対策協議会 構成機関・団体  
構成機関・団体

市町村 市町村交通対策協議会構成機関・団体

# 消 防

## 第12回双葉地方広域消防職員意見発表会の開催について

第12回双葉地方広域消防職員意見発表会を開催します。

「守れ尊い命」消防活動現場から若き消防隊員の「生」の声をお聞き下さい。

### ◆日時

平成25年11月13日（水）  
13時30分～15時00分

### ◆場所

川内村コミュニティセンター 大ホール

（川内村大字上川内字小山  
平15）

### ◆主催

消防職員5名

### ◆発表者

双葉地方広域市町村圏組合  
消防本部 総務課

### ◆その他

入場は無料です

※来場される方は、予めお問い合わせ先へ人数等の連絡をお願いします。

◆お問い合わせ先  
交流スペース「ぶらっと」  
電話番号：0246-386-6785

◆お問い合わせ先  
双葉地方広域市町村圏組合  
消防本部 総務課  
電話番号：0240-258-523

◆日時  
11月10日（日）  
10時30分～12時30分

◆場所  
いわき市平六町目6-1-2  
イトヨーカドー平店2階  
交流スペース「ぶらっと」

大熊町出身の方同士で集まつて、お茶を飲みながら近況報告しませんか？また、町から配布されているタブレットをお持ちの方に使い方のアドバイスもいたします。お誘い合わせの上、どうぞお気軽に越してください。

## 「大熊町民の集い」 のお知らせ

※広報紙お知らせ版にて開催日変更について掲載いたしましたが、当初の計画通り変更無く実施されることとなりました。

# お知らせ

## 町政懇談会を開催します

大熊町では、皆さまのご意見等を広くお聞きし、今後の町政に反映させることを目的として、町政懇談会を下記の日程で開催いたします。率直なご意見をお聞かせいただきたいので、皆さまのご参加をお願いします。

### ■いわき会場

開催日	開催時間	対象地域等	会場
11月5日(火)	10:00～12:00	いわき市好間工業団地第1応急仮設住宅(大野地区)	【会場】 大熊町役場 いわき連絡事務所 2階コミュニティホール
	14:00～16:00	いわき市好間工業団地第1応急仮設住宅(熊町地区)	
	18:00～20:00	いわき市好間工業団地第2応急仮設住宅(大野地区)	
11月6日(水)	10:00～12:00	いわき市好間工業団地第2応急仮設住宅(熊町地区)	【駐車場】 いわき連絡事務所前 および東側駐車場
	14:00～16:00	いわき市好間工業団地第3応急仮設住宅(大野地区)	
	18:00～20:00	いわき市好間工業団地第3応急仮設住宅(熊町地区)	
11月16日(土)	10:00～12:00	いわき地域借り上げ住宅等(中屋敷区、野上1・2区、下野上1・2・3区)	【駐車場】 いわき連絡事務所前 および東側駐車場
	15:00～17:00	いわき地域借り上げ住宅等(大野1・2区、大川原1・2区、熊1・2・3区)	
11月17日(日)	10:00～12:00	いわき地域借り上げ住宅等(町区、熊川区、野馬形区、小入野区)	【駐車場】 いわき連絡事務所前 および東側駐車場
	15:00～17:00	いわき地域借り上げ住宅等(大和久区、夫沢1・2・3区)	

### 茨城会場

◆日 時 11月24日（日） 14:00～16:00  
◆場 所 茨城県職業人材育成センター  
(茨城県水戸市水府町864-4)  
◆駐車場 茨城県職業人材育成センター駐車場

### 東京会場

◆日 時 11月30日（土） 13:30～15:30  
◆場 所 東京都庁 都民ホール  
(東京都新宿区西新宿2-8-1)  
◆最寄駅 ○都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」  
○JR新宿駅(西口から徒歩約10分)

※懇談会では「復興計画」「復興公営住宅」「賠償問題」「除染」等の現在の状況をご説明します。

※町からは町長をはじめ、担当課長が出席する予定です。

※会場定員の都合上、従来の行政区等により開催日・時間を設定しておりますので、皆さまのご協力をお願いします。

※今回お知らせした会場以外での開催につきましては、広報誌やタブレット等で順次お知らせします。

※今後は、会津地域、福島市、郡山市、南相馬市、宮城県仙台市、新潟県柏崎市での開催を予定しています。

【お問い合わせ先】大熊町役場会津若松出張所 総務課 ☎ 0120-26-3844 (代表)

## 保健だより

### 福島県からのお知らせ

# 福島県外における内部被ばく検査について

福島県外に避難されている方を対象とした、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施します。今回は岩手県と宮城県での開催です。

#### ◆岩手県での内部被ばく検査について

##### ●検査場所及び日時

- (1) 岩手県盛岡地区合同庁舎（岩手県盛岡市内丸11-1）  
平成25年11月14日（木） 9時30分～16時30分  
平成25年11月15日（金） 9時30分～16時30分  
平成25年11月16日（土） 9時30分～14時00分
- (2) 岩手県奥州地区合同庁舎江刺分庁舎（岩手県奥州市江刺区大通り7-13）  
平成25年11月17日（日） 9時30分～16時30分  
平成25年11月18日（月） 9時30分～16時30分

##### ●検査人数

1日あたり70名前後予定

#### ◆宮城県での内部被ばく検査について

##### ●検査場所及び日時

- (1) 宮城県仙台市泉区役所（宮城県仙台市泉区泉中央2丁目1-1）  
平成25年11月20日（水）～11月25日（月）
- (2) 宮城県名取市保健センター（宮城県名取市増田字柳田244）  
平成25年11月27日（水）～12月2日（月）  
※検査時間は、9時30分～16時30分です。

##### ●検査人数

1日あたり70名前後予定

#### ◆受検申込方法

福島県県民健康管理課において電話による申し込みを受け付けます。

申込先：福島県県民健康管理課

電話番号①：080-5743-5867

電話番号②：080-5743-5868

※新潟県放射線検査室、長崎大学病院、弘前大学医学部附属病院においても検査を実施しております。詳しくは福島県ホームページの県民健康管理課のページをご覧ください。

【お問い合わせ先】 福島県県民健康管理課 ☎024-521-8219

# 下野上1区女性部の総会と 交流会を開催しました

9月27日、会津若松市「御宿東鳳」に県内外から12名が集まり、再会の涙あり、笑顔有りの総会と交流会を開催しました。

総会では武内区長にご挨拶をいただき、22年度の活動報告と会計報告をいたしました。今後の女性部の在り方も話し合い、その結果、女性部の存続、役員の続投、26年度総会の開催が決まりました。

総会後の交流会では、美味しい料理と懐かしい顔ぶれに話が弾み、時間を忘れるほどで、尽きない話は遅くまで続きました。

来年は、今頃の季節にいわき地区で開催の予定です。今回同様、町の広報誌とタブレットにてお知らせいたしますので、皆様のご参加をお待ちしております。

下野上1区女性部 但野 純子

## 茨城県に避難の大熊町のみなさんへ 大熊町避難者コミュニティ 「積小為大の会」のご案内

11月の定例会は次の通り開催します。

- ◆日 時 11月24日(日) 9:00~12:00
- ◆場 所 社団法人茨城県産業会館  
(水戸市桜川2-2-35)
- ◆駐車場 産業会館の駐車場をご利用ください
- ◆内 容 弁護士による種々の法律勉強会および  
個人相談
- ◆その他の 町民同士の情報交換

### 【お問い合わせ】

野田朋弘(日立市) ☎090-8423-5608  
Email : tomohiro-n@higashi-t.com

大熊町からお配りしているタブレット端末でも、多様な情報を配信していますので、ぜひご覧ください。

操作方法については、タブレット相談室にお問い合わせください。

【タブレット相談室 ☎0800-800-0907】

## おくやみ 申し上げます

死亡者名	年齢	住 所
------	----	-----

2013年(平成25年) 9月

小竹 スイノ 87歳 大和久

## こらんしょ大熊(県北地方大熊町 避難者交流会)を開催します

県北地方避難者交流会「こらんしょ大熊」では、福島市や伊達市等に避難されている町民の皆様の、交流会へのご参加をお待ちしています。

- ◆日 時 11月16日(土)  
10:00~14:00
- ◆場 所 旧佐久間邸  
(〒960-2154 福島県福島市佐倉  
下加藤7-6)  
電話: 024-546-3948

### 【お問い合わせ】

代表 管野充史 ☎090-7233-1148

## 迷い犬を保護しています

動物保護団体が大熊町内で発見した迷い犬を保護しています。お心当たりのある方のご連絡をお待ちしています。



- ◆犬 种 コーギーとビーグルのミックス
- ◆性 別 オス(去勢済)
- ◆発見場所 小入野地区
- ◆特 徴 発見時首輪をしており、しつけもしっかりしている。特に年配の女性になつく傾向がある。

### 【お問い合わせ先】

山口 努 電話048-746-0654  
携帯080-6706-5364

# 第3回 小入野行政区交流会を開催

小入野行政区では、震災後3回目の交流会を10月13日、14日の一泊で実施しました。1回目は東山温泉、2回目はいわき市で、今年は磐梯熱海温泉と、毎年この時期に場所を変えて実施しております。

今回の交流会も県内外からたくさん的人が集まり、1年ぶりの再会に大盛り上がりました。そして「また来年の交流会まで元気でいようね」と約束を交わし散会となりました。



小入野行政区交流会

## あらかると

### コミュニティ紹介 あつまつかおおくま（新潟県柏崎市）



あつまつかおおくまのメンバー

「おおくまの人と会いたい」——この言葉をきっかけに、はじめて柏崎市在住の大熊町民が集った2011年9月6日。それから丸二年。そのお祝いが、2013年9月20日に市内で開かれました。

この二年間、おしゃべりと情報交換のできる会を毎月一度ずつ開いてきました。ふだんはなかなか顔を合わせられない町民同士が集まる場。それを実現しようというのが、この「あつまつかおおくま」です。

今回は二周年ということで記念行事とお食事会を開き、集まった会員は30代から60代までの男女16名。記念行事は、柏崎刈羽原子力発電所の見学。お食事会では、笑いの絶えない明るい時間を過ごしました。



総会後の食事会＝あじ味にて  
2013年5月17日(金)



ケーキおいしいよ！  
2013年6月21日(金)

#### ——この一年で変わったことは？

ほんとうのことを言うと、今でも、どうしたらいいか分からぬ不安に押しつぶされそうなんですよね。どこに行くんだろう、永住するのはどこだろうな、て。だから、以前は、無我夢中で集まっていましたね…。

いまでは、心のオアシスのようになってきましたよ。前は、ざっくばらんに話せませんでした。今は、お互いにも慣れてきました。そのせいで、おしゃべりが止まらなくなりましたけどね（一同、笑）

#### ——「あつまつか」の特徴は？

おおくまは賑やかだねえ、って言われますよね。ほんとはね、案外、生真面目なところもあるんですよ。遠足から総会まで、スケジュールを決めたら、一年間そのとおりにやってるくらい（笑）

でも、いちばんは、心のそこから、「がははーっ」、って笑いあってることですね。笑いが、止まらないんですよ。やっぱり、おおくまのカラーはこれじゃないかな。

#### 【今後の予定】

- 2013年11月15日(金) クリスマス手作り（エネルギーホール）
- 2013年12月13日(金) 忘年会
- 2014年1月17日(金) 新年会
- 2014年2月21日(金) 手作り クラフト

【お問い合わせ】あつまつかおおくま  
ご関心のある方のご連絡をお待ちしています（^o^）/  
森口：080-6044-3450

# 合同運動会を開催しました

今年も、幼稚園・小中学校合同の運動会「顔晴ろう！大熊っ子！大会」が9月14日、会津若松市河東町の大熊小学校校庭で開催され、参加した皆さんで大いに盛り上りました。

優勝目指して顔晴ったその顔は、とても輝いていました。



中学校『組体操男塾』



特別参加の秋本真吾さん



幼稚園『勇気 100%』



小学校『神旗争奪戦 in 河東』



小学校『リサイクルをいつするの? 今でしょ!』



幼稚園『つなごう、友達の輪』



中学校『よさこいソーラン』

※大熊町からお配りしているタブレット端末の「ビデオメッセージ」でも、  
当日の様子を映した動画がご覧になれます。



あらかると

この印刷物は、環境にやさしい  
「大豆油」インキを使用しています。

